

水道のことは水道局まで ☎ 83-4111

水とくらし



「水」は生活を支えるライフラインです。水道事業をこれからも維持し続けていくために、令和 6 年 6 月検針分から水道料金が変わります。そこで、使用者のみなさんの気になる点についてお知らせします。

◎新水道料金の請求時期はいつから？

令和 5 年度以前から継続的に水道を使用されているみなさんには、7 月請求分(6 月検針分)から新水道料金になります。

ただし、令和 6 年度から水道を開始されているみなさんには、すでに 5 月の請求分から新水道料金が適用されています。

◎どのくらいの改定となるの？

一般家庭(水道メーターの口径が 13mm・20mm)の場合、2 か月当たりの同一使用水量を新旧水道料金で比較すると、100m³以下であれば 1,000 円以内(税抜)の増額となります。水道料金改定の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

今後とも水道事業維持のために、みなさんのご理解をお願いいたします。



【市 HP】